七　マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）
イ　リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要
ロ　内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲
八　オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
イ　リスク管理の方針及び手続の概要
ロ　オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を適用する場合にあっては、各手法の適用範囲を含む。）
ハ　先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項
(1)　当該手法の概要
(2)　保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合にあっては、保険の利用方針及び概要を含む。）
九　信用リスク・アセットの額の算出対象となっている銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第六項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー（以下「出資等又は株式等エクスポージャー」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要
十　金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。第十条第四項第一号ニ(1)、第十二条第四項第二号ニ(1)及び第十五条第四項第二号ニ(1)並びに別紙様式第二号第二十六面及び別紙様式第四号第二十一面を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項
イ　リスク管理の方針及び手続の概要
ロ　金利リスクの算定手法の概要
十一　貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明
十二　自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明
4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、この項の規定は、適用しない。
一　信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号のリスクに該当するもの及び次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項
イ　次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳
(1)　地域別
(2)　業種別
(3)　残存期間別
ロ　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号）第四条第二項、第三項又は第四項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
(1)　地域別
(2)　業種別

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
一　自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
イ　信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
(1)　標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
(2)　内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）
(i)　事業法人向けエクスポージャー
(ii)　ソブリン向けエクスポージャー
(iii)　金融機関等向けエクスポージャー
(iv)　居住用不動産向けエクスポージャー
(v)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
(vi)　その他リテール向けエクスポージャー
(3)　証券化エクスポージャー
ロ　内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額
(1)　マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
(i)　簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
(ii)　内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー
(2)　ＰＤ／ＬＧＤ方式が適用される株式等エクスポージャー
ハ　信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条、第四条、第十条及び第十二条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
ニ　マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額
(1)　標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。）
(2)　内部モデル方式
ホ　オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額
(1)　基礎的手法
(2)　粗利益配分手法
(3)　先進的計測手法